静岡県公安委員会規則第13号

運転免許取得者教育の認定の管理等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年6月25日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

運転免許取得者教育の認定の管理等に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得者教育の認定の管理等に関する規則(平成12年静岡県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。

運転免許取得者教育認定申請書											
静岡県公安委員会 殿					年	月 日					
道路交通法第108条の32の 2	2第1項の規	定により、追		は名称	認定の	申請をします。					
(ふ り が な)											
運転免許取得者教育に使用する施設の名称											
運転免許取得者教育に使用する施設の所在地	〒 ()	()	局	番					
(ふ り が な)											
法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名											
認定を受けようとする 運転免許取得者教育の 課 程 の 区 分											
運転免許取得者教育の 課 程 の 名 称											

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2(第4条関係)					
	認定申請書記載事項変更届出書				
		年	月	日	
静岡県公安委員会 展	L Z				
	住所(所在地) 氏名又は名利				
認定申請書の記載事項	生じるので に次のとおり変更が 生じたので 運転免許耳	负得者教育	の認定	に関する)
第7条第1項 規則 第7条第3項	より届け出ます。				
認定を受けている課程の区分及び名称					_
変 更 を 生 じ る (生 じ た) 事 項					_
変 更 年 月 日					_
変更の内容及び理由					
変 更 事 項 を 証 明 す る 書 類 等					
備					_

- 備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の運転免許取得者教育の認定の管理等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の様式により提出されている申請書等は、改正後の運転免許取得者教育の認定の管理等に関する規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。